

第6号様式別表5の2の3記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、法第72条の22（特定内国法人等の資本金等の額の算定）、政令第20条の2の23（非課税事業をあわせて行う法人等の資本金等の額の算定）又は課税標準の特例（法附則第9条第1項、第4項から第9項まで又は第13項若しくは法附則第39条第1項）の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。また、法附則第9条第4項の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損のてん補を行った法人）にあつては、資本の欠損のてん補を行った事実及び資本の欠損のてん補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を、同条第13項の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失のてん補に充てた法人）にあつては、剰余金を損失のてん補に充てた事実及び剰余金を損失のてん補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 従業者数を記載すべき欄 （③及び④、⑭及び⑮、⑲から㉔までの欄）	当該事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書（仮決算による中間申告）又は法第72条の48第2項ただし書（前事業年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告）の規定による申告にあつては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在における従業者の数により記載します。	
2 「資本金等の額①」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 収入金額課税事業をあわせて行う内国法人 第6号様式別表5の2の下表「資本金等の額又は連結個別資本金等の額2」の㉔の欄の金額 (2) (1)に掲げる法人で、かつ、課税標準の特例（法附則第9条第1項、第4項又は第13項）の規定の適用を受ける法人 ⑰又は㉔の欄の金額	収入金額課税事業をあわせて行う内国法人又は同法人で、かつ、課税標準の特例（法附則第9条第1項、第4項又は第13項）の規定の適用を受ける法人が記載します（以下6まで同じです。）。
3 「収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額②」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。	
4 「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数③」	特定内国法人にあつては、収入金額課税事業以外の事業に係る国内の事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載します。	
5 「期末の総従業者数④」	特定内国法人にあつては、国内の事務所等及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載します。	
6 「月数あん分後の資本金等の額⑤」	次に掲げる法人が、第6号様式別表5の2の⑮の欄の金額を記載します。 (1) 特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う内国法人 (2) (1)に掲げる法人で、かつ、課税標準の特例（法附則第9条第5項から第9項まで又は法附則第39条第1項）の規定の適用を受ける法人	特定内国法人若しくは非課税事業をあわせて行う内国法人又はこれらの法人で、かつ、課税標準の特例（法附則第9条第5項から第9項まで又は法附則第39条第1項）の規定の適用を受ける法人が記載します（以下12まで同じです。）。
7 「外国の事業に係る控除額⑧」	(1) 第6号様式別表5の2の2⑤－5の2の2⑩及び第6号様式別表5の2の2の⑩の各欄の金額がともに零を超える金額であつて、かつ、⑮の欄の割合が50%以上である法人又は法第72条の19後段の規定により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人にあつては、⑦の欄の金額に第6号様式別表5の2の2の⑩の欄の金額を乗じて得た額を第6号様式別表5の2の2の⑤の欄の金額で除して計算した金額を記載します。 (2) (1)以外の法人にあつては、⑦の欄の金額に第6号様式別表5の2の2の⑩の欄の人数を乗じて得た額を第6号様式別表5の2の2の⑫の欄の人数で除して計算した金額を記載します。 (3) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。	
8 「非課税事業に係る控除額⑩」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。	

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
9「課税標準の特例に係る控除額⑪」	特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人であって、かつ、課税標準の特例（法附則第9条第5項から第9項まで又は法附則第39条第1項）の規定の適用を受ける法人が、⑫の欄の金額を記載します。	
10「特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合⑬」	この割合に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。	法第72条の19後段の規定により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する内国法人は記載する必要がありません。
11「国内における非課税事業に係る期末の従業者数⑭」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑮」	収入金額課税事業をあわせて行う法人にあつては、収入金額課税事業に係る従業者数を除いた人数を記載します。	
12「資本金の額⑯」	課税標準の特例（法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人が第6号様式別表5の2の下表「資本金の額又は出資金の額1」の⑳の欄の金額を記載します。	課税標準の特例（法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人が記載します（13において同じです。）。。
13「法附則第9条第1項に係る額㉑」	法附則第9条第1項の適用を受ける法人が、資本金の額に2を乗じて得た額を記載します。	
14「資本金等の額㉒」	課税標準の特例（法附則第9条第4項又は第13項）の規定の適用を受ける法人が第6号様式別表5の2の下表「資本金等の額又は連結個別資本金等の額2」の㉓の欄の金額を記載します。	課税標準の特例（法附則第9条第4項又は第13項）の規定の適用を受ける法人が記載します（15において同じです。）。。
15「法附則第9条第4項又は第13項に係る控除額㉔」	次に掲げる課税標準の特例を受ける法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 法附則第9条第4項の規定の適用を受ける法人 平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、資本又は出資の減少による資本の欠損のてん補に充てた金額並びに資本準備金による資本の欠損のてん補に充てた金額の合計額 (2) 同条第13項の規定の適用を受ける法人 平成18年5月1日以後に、会社法第446条に規定する剰余金（同法第447条又は第448条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したもので規則附則第3条第1項及び第2項で定めるものに限る。）を同法第452条の規定により規則附則第3条第3項で定める損失のてん補に充てた金額の合計額	
16「月数あん分後の資本金等の額㉕」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 課税標準の特例（法附則第9条第5項から第9項まで又は法附則第39条第1項）の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の㉖の欄の金額 (2) (1)に掲げる法人で、かつ、特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う内国法人 ㉗の欄の金額から㉘の欄の金額を控除した金額	課税標準の特例（法附則第9条第5項から第9項まで又は法附則第39条第1項）の規定の適用を受ける法人が記載します（以下19まで同じです。）。。
17「課税標準の特例に係る控除割合㉙」	課税標準の特例（法附則第9条第5項から第7項まで又は法附則第39条第1項）の規定の適用を受ける法人が、これらの項に規定する当該法人の各事業年度の資本金等の額に乗ずる割合を記載します。	

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
18「未収金又は販売用土地の帳簿価額㉓」	次に掲げる課税標準の特例を受ける法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 法附則第9条第8項の規定の適用を受ける法人 当該法人の当該事業年度終了の時点における建設事業未収入金の帳簿価額 (2) 同条第9項の規定の適用を受ける法人 当該法人が当該事業年度終了の時点において所有する土地で、販売を目的とするものの帳簿価額	
19「総資産価額㉔」	課税標準の特例（法附則第9条第8項又は第9項）の規定の適用を受ける法人が、政令附則第6条の2第2項の規定により計算した金額を記載します。	
20「課税標準の特例に係る控除額㉕」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。	
21「月数あん分後の資本金等の額㉖」	第6号様式別表5の2の㉓の欄の金額を記載します。 外国法人の各事業年度の資本金等の額については、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額により計算してください。	外国法人が記載します(以下23まで同じです。)
22「外国の事業に係る控除額㉗」及び「非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額㉘」	これらの金額に1円未満の端数があるときは、それらの端数金額を切り捨ててください。	
23「期末の総従業者数㉙」	国内の事務所等及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載します。	